

第 11 章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

第11章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

本事業の選定項目に係る環境影響評価の概要は、表 11-1(1)～(22)に示すとおりである。

表 11-1(1) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																		
大気質	建設機械の稼働	<p>【影響の回避・低減の観点】 建設機械の稼働による大気質への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の将来予測濃度は、最大着地濃度出現地点における二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.03104ppm、計画地敷地境界の東西南北における降下ばいじんの濃度は1.06～9.81t/km²/月となり、二酸化窒素及び降下ばいじんともに環境保全目標を下回った。 そのため、建設機械の稼働に伴う周辺環境大気質(二酸化窒素及び降下ばいじん)への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p>建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び降下ばいじんの評価</p> <table border="1" data-bbox="327 952 1023 1249"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>将来予測濃度</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>二酸化窒素(ppm)</td> <td>0.03104</td> <td>0.06ppm以下</td> </tr> <tr> <td>敷地境界北側</td> <td rowspan="4">降下ばいじん(t/km²/月)</td> <td>1.42～5.72</td> <td rowspan="4">10t/km²/月以下</td> </tr> <tr> <td>敷地境界東側</td> <td>1.06～4.91</td> </tr> <tr> <td>敷地境界南側</td> <td>3.78～7.20</td> </tr> <tr> <td>敷地境界西側</td> <td>5.35～9.81</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 将来予測濃度は、二酸化窒素は日平均値の年間98%値である。</p>	予測地点	項目	将来予測濃度	環境保全目標	最大着地濃度出現地点	二酸化窒素(ppm)	0.03104	0.06ppm以下	敷地境界北側	降下ばいじん(t/km ² /月)	1.42～5.72	10t/km ² /月以下	敷地境界東側	1.06～4.91	敷地境界南側	3.78～7.20	敷地境界西側	5.35～9.81	<ul style="list-style-type: none"> ○建設機械の稼働が集中しない工事計画とする。 ○建設機械の点検・整備を十分に行う。 ○排出ガス対策型の建設機械を使用する。 ○計画地敷地周囲には仮囲いを設け、必要により防じんネットや養生シートの設置、散水等を実施する。
予測地点	項目	将来予測濃度	環境保全目標																		
最大着地濃度出現地点	二酸化窒素(ppm)	0.03104	0.06ppm以下																		
敷地境界北側	降下ばいじん(t/km ² /月)	1.42～5.72	10t/km ² /月以下																		
敷地境界東側		1.06～4.91																			
敷地境界南側		3.78～7.20																			
敷地境界西側		5.35～9.81																			

表 11-1(2) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																														
大気質	資材運搬等の車両の走行	<p>【影響の回避・低減の観点】</p> <p>資材運搬等の車両の走行による大気質への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】</p> <p>資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質並びに炭化水素、降下ばいじんの将来予測濃度は、主要道路東側(RA-1)における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.031230~0.031331ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値が 0.049076~0.049081mg/m³、炭化水素の年平均値が 0.205544~0.205704ppmC、降下ばいじんが 2.82~7.14t/km²/月となり、いずれも環境保全目標を下回った。また主要道路西側(RA-2)における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.029739~0.029868ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値が 0.049075~0.049081mg/m³、炭化水素の年平均値が 0.185498~0.185702ppmC、降下ばいじんが 3.20~8.83t/km²/月となり、いずれも環境保全目標を下回った。</p> <p>そのため、資材運搬等の車両の走行による周辺環境大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質並びに炭化水素)への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p>資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質並びに炭化水素の評価</p> <table border="1" data-bbox="352 1189 1050 1783"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>将来予測濃度</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">RA-1</td> <td>二酸化窒素(ppm)</td> <td>0.031230~0.031331</td> <td>0.06ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td> <td>0.049076~0.049081</td> <td>0.1mg/m³ 以下</td> </tr> <tr> <td>炭化水素(ppmC)</td> <td>0.205544~0.205704</td> <td>0.31ppmC 以下</td> </tr> <tr> <td>降下ばいじん(t/km²/月)</td> <td>2.82~7.14</td> <td>10t/km²/月 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">RA-2</td> <td>二酸化窒素(ppm)</td> <td>0.029739~0.029868</td> <td>0.06ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td> <td>0.049075~0.049081</td> <td>0.1mg/m³ 以下</td> </tr> <tr> <td>炭化水素(ppmC)</td> <td>0.185498~0.185702</td> <td>0.31ppmC 以下</td> </tr> <tr> <td>降下ばいじん(t/km²/月)</td> <td>3.20~8.83</td> <td>10t/km²/月 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 将来予測濃度は、二酸化窒素は日平均値の年間 98%値、浮遊粒子状物質は日平均値の年間 2%除外値、炭化水素は年平均値である。</p>	予測地点	項目	将来予測濃度	環境保全目標	RA-1	二酸化窒素(ppm)	0.031230~0.031331	0.06ppm 以下	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.049076~0.049081	0.1mg/m ³ 以下	炭化水素(ppmC)	0.205544~0.205704	0.31ppmC 以下	降下ばいじん(t/km ² /月)	2.82~7.14	10t/km ² /月 以下	RA-2	二酸化窒素(ppm)	0.029739~0.029868	0.06ppm 以下	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.049075~0.049081	0.1mg/m ³ 以下	炭化水素(ppmC)	0.185498~0.185702	0.31ppmC 以下	降下ばいじん(t/km ² /月)	3.20~8.83	10t/km ² /月 以下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事用車両の運行は、原則として日曜以外の午前 8 時~午後 5 時とする。 ○ 車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。 ○ 工事用車両の運行が集中しない工事計画とする。 ○ 工事用車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。 ○ 工事用車両のうち、ディーゼル車については、九都県市粒子状物質減少装置装着車を使用する。 ○ 低燃費車両の利用に努め、過積載防止を徹底する。
予測地点	項目	将来予測濃度	環境保全目標																														
RA-1	二酸化窒素(ppm)	0.031230~0.031331	0.06ppm 以下																														
	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.049076~0.049081	0.1mg/m ³ 以下																														
	炭化水素(ppmC)	0.205544~0.205704	0.31ppmC 以下																														
	降下ばいじん(t/km ² /月)	2.82~7.14	10t/km ² /月 以下																														
RA-2	二酸化窒素(ppm)	0.029739~0.029868	0.06ppm 以下																														
	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.049075~0.049081	0.1mg/m ³ 以下																														
	炭化水素(ppmC)	0.185498~0.185702	0.31ppmC 以下																														
	降下ばいじん(t/km ² /月)	3.20~8.83	10t/km ² /月 以下																														

表 11-1(3) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																							
大気質	施設の稼働(ごみ焼却処理施設)	<p>【影響の回避・低減の観点】 ごみ焼却処理施設の稼働による大気質への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 (1) 長期平均濃度 ごみ焼却処理施設の稼働に伴う二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質並びに塩化水素、水銀、ダイオキシン類の将来予測濃度は、最大着地濃度出現地点における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.02254ppm、二酸化硫黄の日平均値の年間 2%除外値は 0.0026173ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は 0.0448699mg/m³、塩化水素の年平均値は 0.0010500ppm、水銀の年平均値は 0.001750μg/m³、ダイオキシン類の年平均値は 0.038200pg-TEQ/m³ となり、全ての項目において環境保全目標を下回った。 そのため、ごみ焼却施設の稼働に伴う周辺環境大気質(二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質並びに塩化水素、水銀、ダイオキシン類)への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p style="text-align: center;">ごみ焼却施設の稼働に伴う大気質の評価</p> <table border="1" data-bbox="325 1128 1026 1592"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>将来予測濃度</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">最大着地濃度出現地点</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.02254</td> <td>0.06ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0026173</td> <td>0.04ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0448699</td> <td>0.1mg/m³ 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0010500</td> <td>0.02ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³)</td> <td>0.001750</td> <td>0.04μg/m³ 以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.038200</td> <td>0.6pg-TEQ/m³ 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 将来予測濃度は、二酸化窒素は日平均値の年間 98%値、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は日平均値の年間 2%除外値、その他の項目は年平均値である。</p>	予測地点	項目	将来予測濃度	環境保全目標	最大着地濃度出現地点	二酸化窒素 (ppm)	0.02254	0.06ppm 以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.0026173	0.04ppm 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0448699	0.1mg/m ³ 以下	塩化水素 (ppm)	0.0010500	0.02ppm 以下	水銀 (μg/m ³)	0.001750	0.04μg/m ³ 以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.038200	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	<p>○排ガスの排出濃度は、法や条例の排ガス排出基準と同等又はより厳しい自主基準値を設けて、モニタリングを行い、適正な運転管理を行う。</p> <p>○設置する排ガス処理設備を適切に維持管理して、排ガス中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。</p> <p>○上記に加え、窒素酸化物は燃焼制御法によりその発生を抑制すると共に、触媒脱硝法により、窒素酸化物を取り除く。</p> <p>○ダイオキシン類発生抑制のため、以下を実施すると共に、ダイオキシン類除去のために、活性炭吹込方式及び触媒分解方式を採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した燃焼のため、ごみピットにおいてごみの攪拌を行い、ごみ質の均一化を図る。 ・燃焼においては、850℃以上の燃焼温度を2秒以上確保して完全燃焼を行う。 ・安定燃焼の指標として、燃焼温度と一酸化炭素濃度の連続測定を行い、4時間平均で30ppm以下、1時間平均で100ppm以下となるように、適正な運転管理を行う。 ・ボイラ内に堆積するダストは、スートブローやハンマリングにより定期的に除去する。 ・ボイラでは、ダイオキシン類の生成が盛んになる温度域(200～600℃)の通過時間を短くするとともに、集塵機入り口ガス温度は200℃以下にする。
予測地点	項目	将来予測濃度	環境保全目標																							
最大着地濃度出現地点	二酸化窒素 (ppm)	0.02254	0.06ppm 以下																							
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0026173	0.04ppm 以下																							
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0448699	0.1mg/m ³ 以下																							
	塩化水素 (ppm)	0.0010500	0.02ppm 以下																							
	水銀 (μg/m ³)	0.001750	0.04μg/m ³ 以下																							
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.038200	0.6pg-TEQ/m ³ 以下																							

表 11-1(4) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																							
大気質	施設の稼働(ごみ焼却処理施設)	<p>(続き)</p> <p>(2) 短期高濃度 ごみ焼却処理施設の稼働に伴う大気質の評価は、最大着地濃度出現地点における1時間値の最大値が二酸化炭素は0.06754ppm、二酸化硫黄は0.01873ppm、浮遊粒子状物質は0.13182mg/m³、塩化水素は0.01573ppm、水銀は0.01743μg/m³、ダイオキシン類は0.14409pg-TEQ/m³となり、全ての項目において環境保全目標を下回った。 そのため、ごみ焼却施設の稼働に伴う周辺環境大気質(二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質並びに塩化水素、水銀、ダイオキシン類)への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p style="text-align: center;">ごみ焼却施設の稼働に伴う大気質の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 860 1062 1352"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>将来予測濃度(最大値)</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">最大着地濃度出現地点</td> <td>二酸化窒素(ppm)</td> <td>0.06754</td> <td>0.1ppm以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄(ppm)</td> <td>0.01873</td> <td>0.1ppm以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td> <td>0.13182</td> <td>0.2mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素(ppm)</td> <td>0.01573</td> <td>0.02ppm以下</td> </tr> <tr> <td>水銀(μg/m³)</td> <td>0.01743</td> <td>0.04μg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)</td> <td>0.14409</td> <td>0.6pg-TEQ/m³以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 将来予測濃度は、二酸化窒素は日平均値の年間98%値、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は日平均値の年間2%除外値、その他の項目は年平均値である。</p>	予測地点	項目	将来予測濃度(最大値)	環境保全目標	最大着地濃度出現地点	二酸化窒素(ppm)	0.06754	0.1ppm以下	二酸化硫黄(ppm)	0.01873	0.1ppm以下	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.13182	0.2mg/m ³ 以下	塩化水素(ppm)	0.01573	0.02ppm以下	水銀(μg/m ³)	0.01743	0.04μg/m ³ 以下	ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.14409	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	<p>(続き)</p> <p>○水銀発生抑制のため、水銀使用製品の分別排出について周知徹底を図り、可燃ごみへの混入を抑制する。また、水銀除去のために活性炭吹込方式を採用する。</p>
予測地点	項目	将来予測濃度(最大値)	環境保全目標																							
最大着地濃度出現地点	二酸化窒素(ppm)	0.06754	0.1ppm以下																							
	二酸化硫黄(ppm)	0.01873	0.1ppm以下																							
	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.13182	0.2mg/m ³ 以下																							
	塩化水素(ppm)	0.01573	0.02ppm以下																							
	水銀(μg/m ³)	0.01743	0.04μg/m ³ 以下																							
	ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.14409	0.6pg-TEQ/m ³ 以下																							
施設の稼働(マテリアルリサイクル推進施設)		<p>【影響の回避・低減の観点】 マテリアルリサイクル推進施設の稼働による大気質(粉じん)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 右に示す環境保全措置を講ずることにより、環境への影響は極めて小さくなることから、マテリアルリサイクル推進施設の稼働に伴う周辺環境大気質(粉じん)への影響は、環境保全目標として設定した「周辺住民の日常生活に支障を生じさせないこと」に適合すると評価した。</p>	<p>○機械設備を全て建屋内に納め、粉じんの飛散を防止する。</p> <p>○設置する機器は、必要により防じんカバーを設ける。</p> <p>○粉じんの発生する箇所は、集じんフードを設けてサイクロン及びろ過式集じん器による除じん後に屋外へ排気する。</p> <p>○必要箇所には散水装置を設置する。</p>																							

表 11-1 (5) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																														
大気質	自動車等の走行	<p>【影響の回避・低減の観点】 自動車等の走行に伴う大気質への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 自動車等の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質並びに炭化水素の将来予測濃度は、主要道路東側 (RA-1) における二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値が 0.031404～0.031485ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2% 除外値が 0.049084～0.049088mg/m³、炭化水素の年平均値が 0.175815～0.175946ppmC、降下ばいじんは 1.79t/km²/月～6.12t/km²/月となり、いずれも環境保全目標を下回った。また主要道路西側 (RA-2) における二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値が 0.029897～0.030044ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2% 除外値が 0.049082～0.049089mg/m³、炭化水素の年平均値が 0.185744～0.185980ppmC、降下ばいじんは 2.57t/km²/月～8.34t/km²/月となり、いずれも環境保全目標を下回った。</p> <p>そのため、資材運搬等の車両の走行による周辺環境大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、炭化水素及び降下ばいじん) への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p style="text-align: center;">資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質並びに炭化水素の評価</p> <table border="1" data-bbox="325 1234 1023 1742"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>将来予測濃度</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">RA-1</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.031404～0.031485</td> <td>0.06ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.049084～0.049088</td> <td>0.1mg/m³ 以下</td> </tr> <tr> <td>炭化水素 (ppmC)</td> <td>0.175815～0.175946</td> <td>0.31ppmC 以下</td> </tr> <tr> <td>降下ばいじん (t/km²/月)</td> <td>1.79～6.12</td> <td>10t/km²/月 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">RA-2</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.029897～0.030044</td> <td>0.06ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.049082～0.049089</td> <td>0.1mg/m³ 以下</td> </tr> <tr> <td>炭化水素 (ppmC)</td> <td>0.185744～0.185980</td> <td>0.31ppmC 以下</td> </tr> <tr> <td>降下ばいじん (t/km²/月)</td> <td>2.57～8.34</td> <td>10t/km²/月 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 将来予測濃度は、二酸化窒素は日平均値の年間 98% 値、浮遊粒子状物質は日平均値の年間 2% 除外値、炭化水素は年平均値である。</p>	予測地点	項目	将来予測濃度	環境保全目標	RA-1	二酸化窒素 (ppm)	0.031404～0.031485	0.06ppm 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.049084～0.049088	0.1mg/m ³ 以下	炭化水素 (ppmC)	0.175815～0.175946	0.31ppmC 以下	降下ばいじん (t/km ² /月)	1.79～6.12	10t/km ² /月 以下	RA-2	二酸化窒素 (ppm)	0.029897～0.030044	0.06ppm 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.049082～0.049089	0.1mg/m ³ 以下	炭化水素 (ppmC)	0.185744～0.185980	0.31ppmC 以下	降下ばいじん (t/km ² /月)	2.57～8.34	10t/km ² /月 以下	<ul style="list-style-type: none"> ○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。 ○ごみ収集車両の運行が集中しない収集計画とする。 ○ごみ収集車両の運行は、日中の通学・通勤時間帯を避け、指定ルートにて運搬を行う。 ○ごみ収集車両で収集した廃棄物が走行中に道路に飛散しないよう確実な収集作業を行う。 ○ごみ収集車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。 ○ごみ収集車両のうち、ディーゼル車については、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車を使用する。 ○ごみ収集車両入れ替え時には低排出ガス型車両の導入に努める。
予測地点	項目	将来予測濃度	環境保全目標																														
RA-1	二酸化窒素 (ppm)	0.031404～0.031485	0.06ppm 以下																														
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.049084～0.049088	0.1mg/m ³ 以下																														
	炭化水素 (ppmC)	0.175815～0.175946	0.31ppmC 以下																														
	降下ばいじん (t/km ² /月)	1.79～6.12	10t/km ² /月 以下																														
RA-2	二酸化窒素 (ppm)	0.029897～0.030044	0.06ppm 以下																														
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.049082～0.049089	0.1mg/m ³ 以下																														
	炭化水素 (ppmC)	0.185744～0.185980	0.31ppmC 以下																														
	降下ばいじん (t/km ² /月)	2.57～8.34	10t/km ² /月 以下																														

表 11-1(6) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																	
騒音・低周波音	建設機械の稼働(騒音)	<p>【影響の回避・低減の観点】 建設機械の稼働による周辺環境(騒音)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 建設機械の稼働(特定建設作業騒音)に伴う敷地境界での騒音レベルは 72~79dB であり、環境保全目標を下回った。 そのため、建設機械の稼働に伴う周辺環境(騒音)への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音の評価(L_{A5})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="363 853 1059 1055"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>将来予測騒音レベル</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界北側</td> <td>57</td> <td>76</td> <td rowspan="4">85 以下</td> </tr> <tr> <td>敷地境界東側</td> <td>57</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>敷地境界南側</td> <td>57</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>敷地境界西側</td> <td>57</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	環境保全目標	敷地境界北側	57	76	85 以下	敷地境界東側	57	72	敷地境界南側	57	79	敷地境界西側	57	72	<ul style="list-style-type: none"> ○建設機械の稼働は、原則として日曜以外の午前 8 時~午後 5 時とする。 ○建設機械の稼働が集中しない工事計画とする。 ○低騒音型の建設機械を導入し、点検・整備を十分に行う。 ○本体工事に際しては、周囲に仮囲いを設置するとともに、基礎工事では騒音の大きい打撃工法は極力採用しない。
予測地点	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	環境保全目標																	
敷地境界北側	57	76	85 以下																	
敷地境界東側	57	72																		
敷地境界南側	57	79																		
敷地境界西側	57	72																		
資材運搬等の車両の走行(騒音)		<p>【影響の回避・低減の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴う道路沿道(騒音)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴う道路沿道での騒音レベルは主要道路東側(RSV-1)で 70dB、主要道路西側(RSV-2)で 69dB であった。RSV-1 において、現況騒音レベルが既に環境法全目標と同じ値となったが、現況から悪化しないと考えられるため、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p>資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価(L_{Aeq})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="363 1536 1059 1675"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>将来予測騒音レベル</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RSV-1</td> <td>70</td> <td>70</td> <td rowspan="2">70 以下</td> </tr> <tr> <td>RSV-2</td> <td>69</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	環境保全目標	RSV-1	70	70	70 以下	RSV-2	69	69	<ul style="list-style-type: none"> ○工事用車両の運行は、原則として日曜以外の午前 8 時~午後 5 時とする。 ○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。 ○工事用車両の運行が集中しない工事計画とする。 ○工事用車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。 ○低燃費車両の利用に努め、過積載防止を徹底する。 						
予測地点	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	環境保全目標																	
RSV-1	70	70	70 以下																	
RSV-2	69	69																		

表 11-1(7) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																																																																									
騒音・低周波音	施設の稼働(騒音)	<p>【影響の回避・低減の観点】 施設の稼働による周辺環境(騒音)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う周辺環境での騒音レベルは敷地境界で $L_{A5}:48\sim58\text{dB}$、計画地周辺で $L_{Aeq}:38\sim69\text{dB}$ であった。現況騒音レベルが既に環境保全目標の値を超過している地点及び時間帯があったものの、現況に著しい影響を及ぼす程度ではないことから(1dB以下)、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う騒音の評価(L_{A5})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="327 884 1023 1993"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>将来予測騒音レベル</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">敷地境界北側</td> <td>朝</td> <td>平日:55 休日:53</td> <td>平日:55 休日:53</td> <td>50以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>平日:57 休日:58</td> <td>平日:57 休日:58</td> <td>55以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>平日:52 休日:53</td> <td>平日:52 休日:53</td> <td>50以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>平日:50 休日:48</td> <td>平日:50 休日:48</td> <td>45以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">敷地境界東側</td> <td>朝</td> <td>平日:55 休日:53</td> <td>平日:55 休日:53</td> <td>50以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>平日:57 休日:58</td> <td>平日:57 休日:58</td> <td>55以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>平日:52 休日:53</td> <td>平日:52 休日:53</td> <td>50以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>平日:50 休日:48</td> <td>平日:50 休日:49</td> <td>45以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">敷地境界南側</td> <td>朝</td> <td>平日:55 休日:53</td> <td>平日:55 休日:54</td> <td>50以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>平日:57 休日:58</td> <td>平日:57 休日:58</td> <td>55以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>平日:52 休日:53</td> <td>平日:53 休日:54</td> <td>50以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>平日:50 休日:48</td> <td>平日:51 休日:49</td> <td>45以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">敷地境界西側</td> <td>朝</td> <td>平日:55 休日:53</td> <td>平日:55 休日:53</td> <td>50以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>平日:57 休日:58</td> <td>平日:57 休日:58</td> <td>55以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>平日:52 休日:53</td> <td>平日:52 休日:53</td> <td>50以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>平日:50 休日:48</td> <td>平日:50 休日:48</td> <td>45以下 現況非悪化</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	時間区分	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	環境保全目標	敷地境界北側	朝	平日:55 休日:53	平日:55 休日:53	50以下 現況非悪化	昼	平日:57 休日:58	平日:57 休日:58	55以下 現況非悪化	夕	平日:52 休日:53	平日:52 休日:53	50以下 現況非悪化	夜	平日:50 休日:48	平日:50 休日:48	45以下 現況非悪化	敷地境界東側	朝	平日:55 休日:53	平日:55 休日:53	50以下 現況非悪化	昼	平日:57 休日:58	平日:57 休日:58	55以下 現況非悪化	夕	平日:52 休日:53	平日:52 休日:53	50以下 現況非悪化	夜	平日:50 休日:48	平日:50 休日:49	45以下 現況非悪化	敷地境界南側	朝	平日:55 休日:53	平日:55 休日:54	50以下 現況非悪化	昼	平日:57 休日:58	平日:57 休日:58	55以下 現況非悪化	夕	平日:52 休日:53	平日:53 休日:54	50以下 現況非悪化	夜	平日:50 休日:48	平日:51 休日:49	45以下 現況非悪化	敷地境界西側	朝	平日:55 休日:53	平日:55 休日:53	50以下 現況非悪化	昼	平日:57 休日:58	平日:57 休日:58	55以下 現況非悪化	夕	平日:52 休日:53	平日:52 休日:53	50以下 現況非悪化	夜	平日:50 休日:48	平日:50 休日:48	45以下 現況非悪化	<ul style="list-style-type: none"> ○低騒音型の機器を選択する。 ○騒音を発生させる機器や配管については、原則として地下や工場棟内部に納め必要に応じて吸音材の取付け等を行う。 ○騒音が特に著しい機器類は、遮音性の高い部屋に格納する、あるいは独立基礎を設置する等により、騒音の工場棟(ごみ処理施設)外への伝播を防ぐ。 ○部屋の換気に伴う吸排気口からの騒音の漏れに配慮する。 ○復水器からの騒音を減じるために吸音材等による措置を講ずる。 ○粗大ごみ処理の破碎機室は鉄筋コンクリート構造とし、適切な位置に大型機器搬入のための十分な広さを有する開口部及び防音防爆用のドアを設ける。 ○敷地周囲には植栽による緩衝帯を配置する。 ○計画地敷地内に配置するランプウェイは、壁と天井で囲むことにより、勾配区間を走行するごみ収集車両からの騒音を防ぐ。
予測地点	時間区分	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	環境保全目標																																																																								
敷地境界北側	朝	平日:55 休日:53	平日:55 休日:53	50以下 現況非悪化																																																																								
	昼	平日:57 休日:58	平日:57 休日:58	55以下 現況非悪化																																																																								
	夕	平日:52 休日:53	平日:52 休日:53	50以下 現況非悪化																																																																								
	夜	平日:50 休日:48	平日:50 休日:48	45以下 現況非悪化																																																																								
敷地境界東側	朝	平日:55 休日:53	平日:55 休日:53	50以下 現況非悪化																																																																								
	昼	平日:57 休日:58	平日:57 休日:58	55以下 現況非悪化																																																																								
	夕	平日:52 休日:53	平日:52 休日:53	50以下 現況非悪化																																																																								
	夜	平日:50 休日:48	平日:50 休日:49	45以下 現況非悪化																																																																								
敷地境界南側	朝	平日:55 休日:53	平日:55 休日:54	50以下 現況非悪化																																																																								
	昼	平日:57 休日:58	平日:57 休日:58	55以下 現況非悪化																																																																								
	夕	平日:52 休日:53	平日:53 休日:54	50以下 現況非悪化																																																																								
	夜	平日:50 休日:48	平日:51 休日:49	45以下 現況非悪化																																																																								
敷地境界西側	朝	平日:55 休日:53	平日:55 休日:53	50以下 現況非悪化																																																																								
	昼	平日:57 休日:58	平日:57 休日:58	55以下 現況非悪化																																																																								
	夕	平日:52 休日:53	平日:52 休日:53	50以下 現況非悪化																																																																								
	夜	平日:50 休日:48	平日:50 休日:48	45以下 現況非悪化																																																																								

表 11-1(8) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																																
騒音・低周波音	施設の稼働(騒音)	<p>(続き)</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の評価(L_{Aeq})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="363 533 1062 999"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>将来予測騒音レベル</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計画地 南側 SV-1 (福祉施設)</td> <td>昼</td> <td>平日:54 休日:54</td> <td>平日:54 休日:54</td> <td>55 以下</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>平日:46 休日:43</td> <td>平日:47 休日:45</td> <td>45 以下 現況非悪化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計画地 北側 SV-2 (住居付近)</td> <td>昼</td> <td>平日:69 休日:67</td> <td>平日:69 休日:67</td> <td>70 以下</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>平日:63 休日:61</td> <td>平日:63 休日:61</td> <td>65 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計画地 南東側 SV-2 (集落)</td> <td>昼</td> <td>平日:48 休日:49</td> <td>平日:48 休日:49</td> <td>55 以下</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>平日:39 休日:37</td> <td>平日:39 休日:38</td> <td>45 以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	時間区分	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	環境保全目標	計画地 南側 SV-1 (福祉施設)	昼	平日:54 休日:54	平日:54 休日:54	55 以下	夜	平日:46 休日:43	平日:47 休日:45	45 以下 現況非悪化	計画地 北側 SV-2 (住居付近)	昼	平日:69 休日:67	平日:69 休日:67	70 以下	夜	平日:63 休日:61	平日:63 休日:61	65 以下	計画地 南東側 SV-2 (集落)	昼	平日:48 休日:49	平日:48 休日:49	55 以下	夜	平日:39 休日:37	平日:39 休日:38	45 以下	(続き)
	予測地点	時間区分	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	環境保全目標																														
計画地 南側 SV-1 (福祉施設)	昼	平日:54 休日:54	平日:54 休日:54	55 以下																															
	夜	平日:46 休日:43	平日:47 休日:45	45 以下 現況非悪化																															
計画地 北側 SV-2 (住居付近)	昼	平日:69 休日:67	平日:69 休日:67	70 以下																															
	夜	平日:63 休日:61	平日:63 休日:61	65 以下																															
計画地 南東側 SV-2 (集落)	昼	平日:48 休日:49	平日:48 休日:49	55 以下																															
	夜	平日:39 休日:37	平日:39 休日:38	45 以下																															
	自動車等の走行(騒音)	<p>【影響の回避・低減の観点】</p> <p>自動車等の走行に伴う道路沿道(騒音)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】</p> <p>自動車等の走行に伴う道路沿道での騒音レベルは主要道路東側(RSV-1)で L_{Aeq}:70~71dB、主要道路西側(RSV-2)で L_{Aeq}:68~70dB であった。現況騒音レベルが既に環境保全目標の値を超過している地点及び時間帯があったが、現況からほとんど悪化しないと考えられるため、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p>自動車等の走行に伴う騒音の評価(L_{Aeq})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="363 1518 1062 1720"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>将来予測騒音レベル</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RSV-1</td> <td>平日:70 休日:69</td> <td>平日:71 休日:70</td> <td rowspan="2">70 以下 (現況非悪化)</td> </tr> <tr> <td>RSV-2</td> <td>平日:69 休日:67</td> <td>平日:70 休日:68</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	環境保全目標	RSV-1	平日:70 休日:69	平日:71 休日:70	70 以下 (現況非悪化)	RSV-2	平日:69 休日:67	平日:70 休日:68	<p>○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。</p> <p>○ごみ収集車両の運行が集中しない収集計画とする。</p> <p>○ごみ収集車両の運行は、日中の通学・通勤時間帯を避け、指定ルートにて運搬を行う。</p> <p>○ごみ収集車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。</p> <p>○ごみ収集車両入れ替え時には低騒音型車両の導入に努める。</p>																					
予測地点	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	環境保全目標																																
RSV-1	平日:70 休日:69	平日:71 休日:70	70 以下 (現況非悪化)																																
RSV-2	平日:69 休日:67	平日:70 休日:68																																	

表 11-1 (9) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																												
騒音・低周波音	施設の稼働（低周波音）	<p>【影響の回避・低減の観点】 施設の稼働に伴う周辺環境（低周波音）への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実施可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う周辺環境での音圧レベルは、敷地境界で L_{50}:77~87dB、計画地南側（福祉施設）で L_{50}:86dB、計画地北側（住居付近）で L_{50}:81dB、計画地南東側（集落）で L_{50}:71dB であり、環境保全目標を下回った。また、G 特性音圧レベルは、敷地境界で L_{G5}:85~95dB、計画地南側（福祉施設）で L_{G5}:93dB、計画地北側（住居付近）で L_{G5}:89dB、計画地南東側（集落）で L_{G5}:77~78dB であり、環境保全目標を下回った。</p> <p>そのため、施設の稼働に伴う周辺環境（低周波音）への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う低周波音の評価 (L_{50})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="327 1014 1024 1375"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>現況 音圧レベル</th> <th>将来予測 音圧レベル</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画地 南側 SV-1 (福祉施設)</td> <td>平日:59 休日:60</td> <td>平日:86 休日:86</td> <td rowspan="3">90 以下</td> </tr> <tr> <td>計画地 北側 SV-2 (住居付近)</td> <td>平日:57 休日:57</td> <td>平日:81 休日:81</td> </tr> <tr> <td>計画地 南東側 SV-3 (集落)</td> <td>平日:65 休日:63</td> <td>平日:71 休日:71</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う低周波音の評価 (L_{G5})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="327 1473 1024 1865"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>現況 G 特性音圧 レベル</th> <th>将来予測 G 特性音圧 レベル</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画地 南側 SV-1 (福祉施設)</td> <td>平日:65 休日:65</td> <td>平日:93 休日:93</td> <td rowspan="3">100 以下</td> </tr> <tr> <td>計画地 北側 SV-2 (住居付近)</td> <td>平日:63 休日:60</td> <td>平日:89 休日:89</td> </tr> <tr> <td>計画地 南東側 SV-3 (集落)</td> <td>平日:70 休日:67</td> <td>平日:78 休日:77</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	現況 音圧レベル	将来予測 音圧レベル	環境保全目標	計画地 南側 SV-1 (福祉施設)	平日:59 休日:60	平日:86 休日:86	90 以下	計画地 北側 SV-2 (住居付近)	平日:57 休日:57	平日:81 休日:81	計画地 南東側 SV-3 (集落)	平日:65 休日:63	平日:71 休日:71	予測地点	現況 G 特性音圧 レベル	将来予測 G 特性音圧 レベル	環境保全目標	計画地 南側 SV-1 (福祉施設)	平日:65 休日:65	平日:93 休日:93	100 以下	計画地 北側 SV-2 (住居付近)	平日:63 休日:60	平日:89 休日:89	計画地 南東側 SV-3 (集落)	平日:70 休日:67	平日:78 休日:77	<p>○低周波音対策として、必要に応じて消音機、防振ゴム、防振架台を設置する。</p> <p>○低周波の音源となる機器類は、遮音性の高い部屋に格納し、機器の回転数は共振が生じないように適正な点検・整備を行う。</p>
予測地点	現況 音圧レベル	将来予測 音圧レベル	環境保全目標																												
計画地 南側 SV-1 (福祉施設)	平日:59 休日:60	平日:86 休日:86	90 以下																												
計画地 北側 SV-2 (住居付近)	平日:57 休日:57	平日:81 休日:81																													
計画地 南東側 SV-3 (集落)	平日:65 休日:63	平日:71 休日:71																													
予測地点	現況 G 特性音圧 レベル	将来予測 G 特性音圧 レベル	環境保全目標																												
計画地 南側 SV-1 (福祉施設)	平日:65 休日:65	平日:93 休日:93	100 以下																												
計画地 北側 SV-2 (住居付近)	平日:63 休日:60	平日:89 休日:89																													
計画地 南東側 SV-3 (集落)	平日:70 休日:67	平日:78 休日:77																													

表 11-1(10) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																							
振動	建設機械の稼働(振動)	<p>【影響の回避・低減の観点】 建設機械の稼働による周辺環境(振動)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う周辺環境での振動レベルは敷地境界で L_{max}:62~69dB であり、環境保全目標を下回った。 そのため、建設機械の稼働に伴う周辺環境(振動)への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p>建設機械の稼働に伴う振動の評価 (L_{max})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="363 824 1062 1155"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>現況振動レベル</th> <th>将来予測振動レベル</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界北側</td> <td>53</td> <td>65</td> <td rowspan="4">75 以下</td> </tr> <tr> <td>敷地境界東側</td> <td>53</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>敷地境界南側</td> <td>53</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>敷地境界西側</td> <td>53</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	現況振動レベル	将来予測振動レベル	環境保全目標	敷地境界北側	53	65	75 以下	敷地境界東側	53	62	敷地境界南側	53	69	敷地境界西側	53	62	<ul style="list-style-type: none"> ○建設機械の稼働は、原則として日曜以外の午前8時~午後5時とする。 ○建設機械の稼働が集中しない工事計画とする。 ○低振動型の建設機械を導入し、点検・整備を十分に行う。 ○本体工事に際しては、周囲に仮囲いを設置するとともに、基礎工事では振動の大きな工法は極力採用しない。 						
予測地点	現況振動レベル	将来予測振動レベル	環境保全目標																							
敷地境界北側	53	65	75 以下																							
敷地境界東側	53	62																								
敷地境界南側	53	69																								
敷地境界西側	53	62																								
資材運搬等の車両の走行(振動)		<p>【影響の回避・低減の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴う道路沿道(振動)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴う道路沿道での振動レベルは主要道路東側(RSV-1)で L_{10}:42~53dB、主要道路西側(RSV-2)で L_{10}:30~40dB であり、環境保全目標を下回った。 そのため、資材運搬等の車両の走行に伴う道路沿道(振動)への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p>建設機械の稼働に伴う振動の評価 (L_{10})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="363 1653 1062 1859"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>現況振動レベル</th> <th>将来予測振動レベル</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">RSV-1</td> <td>昼間</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>65 以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">RSV-2</td> <td>昼間</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>65 以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>60 以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	時間区分	現況振動レベル	将来予測振動レベル	環境保全目標	RSV-1	昼間	53	53	65 以下	夜間	42	42	60 以下	RSV-2	昼間	40	40	65 以下	夜間	30	30	60 以下	<ul style="list-style-type: none"> ○工事用車両の運行は、原則として日曜以外の午前8時~午後5時とする。 ○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。 ○工事用車両の運行が集中しない工事計画とする。 ○工事用車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。 ○低燃費車両の利用に努め、過積載防止を徹底する。
予測地点	時間区分	現況振動レベル	将来予測振動レベル	環境保全目標																						
RSV-1	昼間	53	53	65 以下																						
	夜間	42	42	60 以下																						
RSV-2	昼間	40	40	65 以下																						
	夜間	30	30	60 以下																						

表 11-1(11) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																																																											
振動	施設の稼働(振動)	<p>【影響の回避・低減の観点】 施設の稼働に伴う周辺環境(振動)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う周辺環境での振動レベルは敷地境界で L₁₀:30 未満～38dB、計画地南側(福祉施設)で L₁₀:36～37dB、計画地北側(住居付近)で L₁₀:34～47dB であり、環境保全目標を下回った。 そのため、施設の稼働に伴う周辺環境(振動)への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う振動の評価(L₁₀)</p> <p style="text-align: right;">単位:dB</p> <table border="1" data-bbox="325 887 1026 1738"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>現況 振動レベル</th> <th>将来予測 振動レベル</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">敷地境界 北側</td> <td>昼間</td> <td>平日:<30 休日:<30</td> <td>平日:35 休日:35</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>平日:<30 休日:<30</td> <td>平日:34 休日:34</td> <td>55 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">敷地境界 東側</td> <td>昼間</td> <td>平日:<30 休日:<30</td> <td>平日:37 休日:37</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>平日:<30 休日:<30</td> <td>平日:30 休日:30</td> <td>55 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">敷地境界 南側</td> <td>昼間</td> <td>平日:<30 休日:<30</td> <td>平日:38 休日:38</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>平日:<30 休日:<30</td> <td>平日:37 休日:37</td> <td>55 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">敷地境界 西側</td> <td>昼間</td> <td>平日:<30 休日:<30</td> <td>平日:30 休日:30</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>平日:<30 休日:<30</td> <td>平日:<30 休日:<30</td> <td>55 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計画地 南側 SV-1 (福祉施設)</td> <td>昼間</td> <td>平日:<30 休日:<30</td> <td>平日:37 休日:37</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>平日:<30 休日:<30</td> <td>平日:36 休日:36</td> <td>55 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計画地 北側 SV-2 (住居付近)</td> <td>昼間</td> <td>平日:47 休日:41</td> <td>平日:47 休日:42</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>平日:36 休日:<30</td> <td>平日:37 休日:34</td> <td>55 以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	時間区分	現況 振動レベル	将来予測 振動レベル	環境保全目標	敷地境界 北側	昼間	平日:<30 休日:<30	平日:35 休日:35	60 以下	夜間	平日:<30 休日:<30	平日:34 休日:34	55 以下	敷地境界 東側	昼間	平日:<30 休日:<30	平日:37 休日:37	60 以下	夜間	平日:<30 休日:<30	平日:30 休日:30	55 以下	敷地境界 南側	昼間	平日:<30 休日:<30	平日:38 休日:38	60 以下	夜間	平日:<30 休日:<30	平日:37 休日:37	55 以下	敷地境界 西側	昼間	平日:<30 休日:<30	平日:30 休日:30	60 以下	夜間	平日:<30 休日:<30	平日:<30 休日:<30	55 以下	計画地 南側 SV-1 (福祉施設)	昼間	平日:<30 休日:<30	平日:37 休日:37	60 以下	夜間	平日:<30 休日:<30	平日:36 休日:36	55 以下	計画地 北側 SV-2 (住居付近)	昼間	平日:47 休日:41	平日:47 休日:42	60 以下	夜間	平日:36 休日:<30	平日:37 休日:34	55 以下	<p>○低振動型の機器を選択する。</p> <p>○振動を発生させる機器や配管については、振動の伝播を防止するために独立基礎、防振装置等を設ける。</p>
予測地点	時間区分	現況 振動レベル	将来予測 振動レベル	環境保全目標																																																										
敷地境界 北側	昼間	平日:<30 休日:<30	平日:35 休日:35	60 以下																																																										
	夜間	平日:<30 休日:<30	平日:34 休日:34	55 以下																																																										
敷地境界 東側	昼間	平日:<30 休日:<30	平日:37 休日:37	60 以下																																																										
	夜間	平日:<30 休日:<30	平日:30 休日:30	55 以下																																																										
敷地境界 南側	昼間	平日:<30 休日:<30	平日:38 休日:38	60 以下																																																										
	夜間	平日:<30 休日:<30	平日:37 休日:37	55 以下																																																										
敷地境界 西側	昼間	平日:<30 休日:<30	平日:30 休日:30	60 以下																																																										
	夜間	平日:<30 休日:<30	平日:<30 休日:<30	55 以下																																																										
計画地 南側 SV-1 (福祉施設)	昼間	平日:<30 休日:<30	平日:37 休日:37	60 以下																																																										
	夜間	平日:<30 休日:<30	平日:36 休日:36	55 以下																																																										
計画地 北側 SV-2 (住居付近)	昼間	平日:47 休日:41	平日:47 休日:42	60 以下																																																										
	夜間	平日:36 休日:<30	平日:37 休日:34	55 以下																																																										

表 11-1(12) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																							
振動	自動車等の走行(振動)	<p>【影響の回避・低減の観点】 自動車等の走行による道路沿道(振動)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 自動車等の走行による道路沿道での振動レベルは、主要道路東側(RSV-1)でL₁₀:36~54dB、主要道路西側(RSV-2)でL₁₀:30未満~41dBであり、環境保全目標を下回った。 そのため、自動車等の走行による道路沿道(振動)への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p style="text-align: center;">自動車等の走行による振動の評価(L₁₀)</p> <p style="text-align: right;">単位:dB</p> <table border="1" data-bbox="363 853 1062 1182"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>現況振動レベル</th> <th>将来予測振動レベル</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">RSV-1</td> <td>昼間</td> <td>平日:53 休日:48</td> <td>平日:54 休日:49</td> <td>65以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>平日:42 休日:36</td> <td>平日:42 休日:36</td> <td>60以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">RSV-2</td> <td>昼間</td> <td>平日:40 休日:35</td> <td>平日:41 休日:36</td> <td>65以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>平日:30 休日:<30</td> <td>平日:30 休日:<30</td> <td>60以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	時間区分	現況振動レベル	将来予測振動レベル	環境保全目標	RSV-1	昼間	平日:53 休日:48	平日:54 休日:49	65以下	夜間	平日:42 休日:36	平日:42 休日:36	60以下	RSV-2	昼間	平日:40 休日:35	平日:41 休日:36	65以下	夜間	平日:30 休日:<30	平日:30 休日:<30	60以下	<ul style="list-style-type: none"> ○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。 ○ごみ収集車両の運行が集中しない収集計画とする。 ○ごみ収集車両の運行は、日中の通学・通勤時間帯を避け、指定ルートにて運搬を行う。 ○ごみ収集車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。
予測地点	時間区分	現況振動レベル	将来予測振動レベル	環境保全目標																						
RSV-1	昼間	平日:53 休日:48	平日:54 休日:49	65以下																						
	夜間	平日:42 休日:36	平日:42 休日:36	60以下																						
RSV-2	昼間	平日:40 休日:35	平日:41 休日:36	65以下																						
	夜間	平日:30 休日:<30	平日:30 休日:<30	60以下																						

表 11-1(13) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置						
悪臭	施設の稼働	<p>【影響の回避・低減の観点】 施設の稼働による周辺環境(悪臭)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う臭気指数は、敷地境界において 10 未満であり、環境保全目標を下回った。 そのため、施設の稼働に伴う周辺環境(悪臭)への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働による悪臭の評価</p> <table border="1" data-bbox="325 790 1026 898"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>将来予測濃度</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臭気指数</td> <td>10 未満</td> <td>15 以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	将来予測濃度	環境保全目標	臭気指数	10 未満	15 以下	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理施設において臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部の圧力を周囲より下げることにより臭気の漏えいを防ぐ。 ○臭気が発生しやすいごみピットは、ピット内の空気を燃焼用空気として吸引し、ピット内を負圧に保つとともに、その吸引した空気を燃焼に使用することにより臭気成分を分解する。 ○休炉時については、脱臭装置により臭気成分を吸着する。 ○プラットホーム出入口にはエアカーテン及び自動扉を設置する。また、ランプウェイを壁と天井で囲むことにより臭気の漏えいを防止する。
予測項目	将来予測濃度	環境保全目標							
臭気指数	10 未満	15 以下							
水質	造成等の工事	<p>【影響の回避・低減の観点】 造成等の工事に伴う周辺環境(水質)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 右に示す環境保全措置を実施することにより、「埼玉県環境保全条例施行規則(平成 13 年 12 月 4 日 規則 100 号)」に定められる許容限度(指定土木建設作業に係る項目)である、浮遊物質 180mg/L(日平均 150mg/L)、水素イオン濃度 5.8~8.6 以下として公共用水域に排水する。これにより、環境への影響は極めて小さくなると考えられることから、環境保全目標に適合すると評価した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○掘削工事の排水や雨水排水対策として、沈砂槽を設置する。 ○シート養生等により、土砂流出を防止する。 ○工事車両の洗車に伴う排水は、油水分離、沈砂、pH 調整等の水処理設備を設置する。 						
悪臭	自動車等の走行	<p>【影響の回避・低減の観点】 自動車等の走行による周辺環境(悪臭)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 自動車等の走行による周辺環境(悪臭)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、極めて小さくなることから、環境保全目標として設定した「周辺住民の日常生活に支障を生じさせないこと」に適合すると評価した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ収集車両の運行が集中しない収集計画とする。 ○ごみ収集車両の運行は、日中の通学・通勤時間帯を避け、指定ルートにて運搬を行う。 ○ごみ収集車両で収集した廃棄物が走行中に道路上に飛散しないよう確実な収集作業を行う。 ○ごみ収集車両等は、洗車設備により洗浄を行う。 						

表 11-1(14) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
土壌	造成等の工事	<p>【影響の回避・低減の観点】</p> <p>造成等の工事に伴う周辺環境(土壌)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減されると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】</p> <p>現地調査の結果、計画地内において土壌汚染は確認されなかったが、万一汚染が確認された場合は埼玉県生活環境保全条例等の関係法令に基づき適切に対処する。このことから、造成等の工事に伴う周辺環境(土壌)への影響は、環境保全目標として設定した「計画地及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」に適合すると評価した。</p>	<p>○現地調査の結果、計画地内において土壌汚染は確認されなかったが、万一汚染が確認された場合は、埼玉県生活環境保全条例等の関係法令に基づき適切に対処する。</p>
	施設の稼働	<p>【影響の回避・低減の観点】</p> <p>施設の稼働に伴う周辺環境(土壌)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減されると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】</p> <p>計画地に隣接する埼玉中部環境センターが30年以上稼働しているが、その周辺地域における土壌調査結果は全て基準値以下であったことから、煙突排ガスによる土壌への蓄積はほとんどないものと予測された。また施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる水銀及びダイオキシン類についての寄与濃度(年平均値)は、最大着地濃度地点で水銀が$0.001750\mu\text{g}/\text{m}^3$、ダイオキシン類が$0.038200\text{ng}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3$であり、いずれも土壌中の現況濃度を著しく悪化させるものではないと予測された。</p> <p>このことから、施設の稼働に伴う周辺環境(土壌)への影響は、環境保全目標として設定した水銀$0.0005\text{mg}/\text{L}$以下、ダイオキシン類$1,000\text{pg}\cdot\text{TEQ}/\text{g}$以下及び「計画地及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」に適合すると評価した。</p>	<p>○施設の稼働に伴い発生する排ガスの排出濃度は、法や条例の排ガス排出基準と同等又はより厳しい自主基準値を設けてモニタリングを行い、適正な運転管理を行う。</p> <p>○設置する排ガス処理設備を適切に維持管理することで、排ガス中大気汚染物質の捕集・除去を行う。</p> <p>○施設の稼働に伴う排ガスからの水銀発生抑制のため、水銀使用製品の分別排出について周知徹底を図り、可燃ごみへの混入を抑制する。また、水銀除去のために活性炭吹込方式を採用する。</p>
動物	工事の実施及び施設の有存在	<p>【影響の回避・低減の観点】</p> <p>調査及び予測の結果、工事の実施及び施設の存在に伴う動物への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減または代償されると評価した。</p>	<p>○保全すべき動物種については、工事開始前に可能な限り見つけ採りを行い、計画地外で影響範囲外に放野することにより、工事中の個体の生息の保全を図る。</p> <p>○保全対象種を始め、移動能力が高い種の改変区域外への移動を容易にするため、段階施工を行い、周辺環境への逃避を可能にする。</p> <p>○衝突防止ポールや誘導植生の設置、進入防止柵を設置し、移動経路を誘導してロードキルを回避・低減する。</p>

表 11-1(15) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
動物	工事の実施及び施設の存在	<p>(続き)</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】</p> <p>整合を図るべき基準等とした上位計画の目標等について、「保全すべき動物種の生息環境の保全」の観点から、予測結果との整合が図られているかどうかを評価した。</p> <p>事業の実施により、計画地内においては、水田及び水田周辺の環境が消失する。そのため、代替措置として、計画地の一部に開放水面を有する湿地環境を創出し、事業により失われる水田及び周辺草地の代替環境として機能させるとともに、地域のシンボルとなるコウノトリを含む鳥類や爬虫類の採餌環境、両生類の生息環境、水生昆虫や陸上昆虫類の生息環境を創出する。加えて、条例等に基づき、緑地面積の確保、緩衝緑地の整備を実施する。緑地は、基本的に在来植物を中心とした植栽とし、高木・中木・低木を織り交ぜた階層構造とし、動物の生息環境や移動経路となるよう、連続性を確保する。</p> <p>ホンダタヌキ等の動物の移動に関しては、計画地周辺の移動経路確保のほかに、ロードキルの抑制に配慮した検討を進めていく方針であり、工事中、供用後は実態に応じて運転者への注意喚起を徹底する。</p> <p>低減措置としては、工事中の水質汚濁防止対策、騒音・振動対策、工事用車両の走行に関する環境保全対策、夜間照明への配慮などに係る工事中の環境保全対策を徹底して実施し、間接的な影響についても影響を低減する。</p> <p>これらのことから、動物に係る整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資材運搬等の工事関係車両の運転従事者に対して、哺乳類のロードキル等、動物への配慮をするよう指導する。 ○工事中に発生する濁水は仮設沈砂池で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、影響を低減する。 ○造成箇所は、速やかに転圧を行うとともに、敷地境界付近には必要に応じて防災小堤、板柵等を整備し、降雨による土砂流出を防止し、影響を低減する。 ○造成工事に使用する建設機器は、低騒音、低振動型の使用を徹底し、騒音、振動の影響を低減する。また、大きな騒音を発生する機器は防音構造の室内に収納し、必要に応じて消音器の設置や防音扉の設置等の対策を行うことで、外部への騒音の伝搬を抑制する。 ○資材等運搬車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮するほか、車両の点検・整備、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底する。 ○タヌキ等夜行性動物への影響を考慮し、工事時間は原則として8時から17時とし、照明の使用は極力減らし、夜間照明からの光の漏洩を抑制する。 ○供用後のプラント排水は再利用し、生活排水は隣接する農業集落排水処理施設で処理する。また、雨水は計画地敷地内の雨水調整池に引込んで流量調整を行い、公共用水域へ排水し、水質変化への影響を低減する。 ○光源に紫外光が少ない LED を積極採用し、光走性を有する昆虫類の誘因を抑制する。 ○「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」に記載される在来植物を中心に植栽し、生息環境を創出する。 ○「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく必要な緑化面積を確保する。 ○植栽木については、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」に記載される在来植物を可能な限り使用し、生息環境を創出する。 ○計画地内に、湿地環境を創出し、両生類や水生昆虫類、昆虫類の生息環境、湿性植物の生育環境を創出する。 ○計画地に局所的に依存して生息しているエノキカイガラキジラミについては、工事実施前に生息状況を把握し、発生木を移植することで生息環境を創出する。 ○計画地の外周に連続した緩衝緑地を設け、動物の移動経路を確保する。

表 11-1(16) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
植物	造成等の工事、施設 の存在	<p>【影響の回避・低減の観点】 調査及び予測の結果、工事の実施、施設の存在に伴う植物への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減または代償されると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 整合を図るべき基準等とした上位計画の目標等について、「保全すべき植物種の生育環境の保全」の観点から、予測結果との整合が図られているかどうかを評価した。</p> <p>事業の実施により、計画地内においては、保全すべき種を含む植物種が生育する水田及び水田周辺の環境が消失する。そのため、代替措置として、計画地の一部に開放水面を有する湿地環境を創出し、事業により失われる水田及び周辺草地の代替環境として機能させるとともに、保全すべき植物種の移植先として生育環境を創出する。加えて、条例等に基づき、緑地面積の確保、緩衝緑地の整備を実施する。緑地は、基本的に在来植物を中心とした植栽とし、高木・中木・低木を織り交ぜた階層構造とし、新たな植物の生育基盤となることを目指す。</p> <p>低減措置としては、工事中の水質汚濁防止対策など環境保全対策を徹底して実施し、間接的な影響についても影響を低減する。</p> <p>これらのことから、植物に係る整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○工事に発生する濁水は仮設沈砂池で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、影響を低減する。 ○造成箇所は、速やかに転圧を行うとともに、敷地境界付近には必要に応じて防災小堤、板柵等を整備し、降雨による土砂流出を防止し、影響を低減する。 ○供用後のプラント排水は再利用し、生活排水は隣接する農業集落排水処理施設で処理する。また、雨水は計画地敷地内の雨水調整池に引込んで流量調整を行い、公共用水域へ排水し、水質変化への影響を低減する。 ○「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」に記載される在来植物を中心に植栽し、生息環境を創出する。 ○「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく必要な緑化面積を確保する。 ○植栽木については、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」に記載される在来植物を可能な限り使用し、生息環境を創出する。 ○計画地内に、湿地環境を創出し、保全すべき種が生育可能な湿性植物の生育環境を創出する。 ○計画地に生育している保全すべき植物種(イヌスギナ、ヒメミズワラビ、ミゾコウジュ等)については、工事前に再度確認調査を行い、確認された場合は創出する湿地環境に移植する。

表 11-1(17) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
生態系	工事の実施、施設 の存在	<p>【影響の回避・低減の観点】 調査及び予測の結果、工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減または代償されると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 整合を図るべき基準等とした上位計画の目標等について、「注目種等の生息・生育環境の保全」の観点から、予測結果との整合が図られているかどうかを評価した。</p> <p>事業の実施により、計画地内においては、水田及び水田周辺の環境が消失する。そのため、代替措置として、計画地の一部に開放水面を有する湿地環境を創出し、事業により失われる水田及び周辺草地の代替環境として機能させるとともに、地域のシンボルとなるコウノトリを含む鳥類や爬虫類の採餌環境、両生類の生息環境、水生昆虫や陸上昆虫類の生息環境を創出する。加えて、条例等に基づき、緑地面積の確保、緩衝緑地の整備を実施する。緑地は、基本的に在来植物を中心とした植栽とし、高木・中木・低木を織り交ぜた階層構造とし、植物の新たな生育基盤が創出される。また、その生育基盤が動物の生息環境や移動経路となるよう、連続性を確保する。</p> <p>ホンダタヌキ等の動物の移動に関しては、計画地周辺の移動経路確保のほかに、ロードキルの抑制に配慮した検討を進めていく方針であり、工事中、供用後は実態に応じて運転者への注意喚起を徹底する。</p> <p>低減措置としては、工事中の水質汚濁防止対策、騒音・振動対策、工事用車両の走行に関する環境保全対策、夜間照明への配慮などに係る工事中の環境保全対策を徹底して実施し、間接的な影響についても影響を低減する。</p> <p>これらのことから、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>	<p>○動物及び植物で示した環境保全措置を実施する。</p>

表 11-1(18) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																								
景観	施設の存在	<p>【影響の回避・低減の観点】 施設の存在により計画地周辺の景観に及ぼす影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 右に示す環境保全措置を講ずることで、施設の存在による景観への影響は、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p style="text-align: center;">施設の存在に伴う景観の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 725 1062 1256"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>眺望の変化</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>No.1</td><td>眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。</td><td rowspan="10" style="text-align: center;">周辺の景観との調和が図られていること</td></tr> <tr><td>No.2</td><td>眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。</td></tr> <tr><td>No.3</td><td>眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。</td></tr> <tr><td>No.4</td><td>眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。</td></tr> <tr><td>No.5</td><td>眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。</td></tr> <tr><td>No.6</td><td>眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。</td></tr> <tr><td>No.7</td><td>眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。</td></tr> <tr><td>No.8</td><td>眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。</td></tr> <tr><td>No.9</td><td>眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。</td></tr> <tr><td>No.10</td><td>眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。</td></tr> </tbody> </table> <p>注) 調査地点は、9.12 景観 を参照。</p>	調査地点	眺望の変化	環境保全目標	No.1	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。	周辺の景観との調和が図られていること	No.2	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。	No.3	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。	No.4	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。	No.5	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。	No.6	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。	No.7	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。	No.8	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。	No.9	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。	No.10	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 圧迫感を与えないようにできる限り建物を小さくする等、施設形状及び配置計画に努める。 ○ 建築物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を採用する。 ○ 建物の色彩は、色彩の制限基準内の色彩調整を行うなど、埼玉県景観計画の景観形成基準に基づき、建築物に配慮する。 ○ 計画地敷地周囲への植栽及び計画地内の緑化等、景観への影響の緩和に努める。 ○ 植栽は、低木・中木・高木による混植を行い、周囲からの建物を遮蔽できるように、周縁部にはできる限り高木による植栽を行う。
調査地点	眺望の変化	環境保全目標																									
No.1	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。	周辺の景観との調和が図られていること																									
No.2	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。																										
No.3	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。																										
No.4	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。																										
No.5	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。																										
No.6	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。																										
No.7	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。																										
No.8	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。																										
No.9	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。																										
No.10	眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。																										
人と自然との触れあいの場	工事の実施	<p>【影響の回避・低減の観点】 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減されると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 自然とのふれあいの場への直接的な影響として、建設機械の稼働に伴う排出ガス、粉じん、騒音、振動、悪臭があげられるが、これらの予測結果は全て各項目ごとに設定した環境保全目標を下回る結果となった。</p> <p>また、工事用車両の主な走行ルート(東松山桶川線)に、さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道(サイクリングコース)が交差する地点があるが、自転車利用の多い時間帯(9~16時)の東松山桶川線の断面交通量(約6,000台)と工事計画による資材運搬等の車両の走行台数(最大時:大型車36台)の割合を考慮すると、現況に大きな変化はなく、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害への影響は小さいと予測された。</p> <p>さらに右に示す環境保全措置を実施することで、自然とのふれあいの場への影響は低減されと考えられる。</p> <p>これらのことから、環境保全目標として設定した「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」に適合すると評価した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事用車両の運行は、原則として日曜以外の午前8時~午後5時とする。 ○ 車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。 ○ 工事用車両の運行が集中しない工事計画とする。 ○ 工事用車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮した走行経路での運行に努めるよう指導する。 																								

表 11-1(19) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置								
自然とのふれあいの場	施設の存在及び稼働	<p>【影響の回避・低減の観点】 施設の存在及び稼働による自然とのふれあいの場への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減されると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 自然とのふれあいの場への直接的な影響として、施設の存在及び稼働に伴う排出ガス、騒音、振動、悪臭があげられるが、これらの予測結果は全て各項目ごとに設定した環境保全目標を下回る結果となった。また、右に示す環境保全措置を実施することにより、自然とのふれあいの場への影響は低減されると考えられる。</p> <p>これらのことから、環境保全目標として設定した「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」に適合すると評価した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ収集車両の運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。 ○ごみ収集車両の運行が集中しない収集計画とする。 ○ごみ収集車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮した収集ルートを設定する。 ○ごみ処理施設供用時の大気汚染防止計画及び悪臭防止計画等の環境保全対策を確実に実行し、近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営を行う。 								
日照障害	施設の存在	<p>【影響の回避・低減の観点】 施設の存在による周辺環境(日照)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減されると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 施設の存在によって周辺地域に生じる日照障害は、建築基準法及び埼玉県建築基準法施行条例で規定された日影時間を超えないと予測された。</p> <p>これらのことから、環境保全目標として設定した「周辺地域の日照が著しく障害されるおそれがないこと」に適合すると評価した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日影による周辺住宅への影響が可能な限り低減されるよう、施設の形状及び高さ等を検討するとともに、施設の配置は計画地敷地南側とする。 ○計画地敷地周囲への植栽及び計画地内の緑化等については、日影による周辺住宅への影響がないよう考慮する。 								
電波障害	施設の存在	<p>【影響の回避・低減の観点】 施設の存在による周辺環境(電波の受信)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減されていると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 施設の存在によって、周辺地域住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を生じないと予測されたことから、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p style="text-align: center;">施設の存在による電波障害の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">評価対象</th> <th style="width: 45%;">予測結果 (遮へい障害地域の発生状況)</th> <th style="width: 40%;">環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上デジタル放送</td> <td>計画地内で発生するが、周辺地域に影響を及ぼさない。</td> <td rowspan="2">周辺地域住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を生じない程度であること</td> </tr> <tr> <td>衛星放送</td> <td>計画地内で発生するが、周辺地域に影響を及ぼさない。</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	予測結果 (遮へい障害地域の発生状況)	環境保全目標	地上デジタル放送	計画地内で発生するが、周辺地域に影響を及ぼさない。	周辺地域住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を生じない程度であること	衛星放送	計画地内で発生するが、周辺地域に影響を及ぼさない。	<ul style="list-style-type: none"> ○電波受信への影響が可能な限り低減されるよう、施設の配置、形状、高さ、材質等を検討する。 ○本事業に起因して電波障害が生じた場合は、共同受信施設の設置等、速やかに状況に応じた適切な対策を講じる。
評価対象	予測結果 (遮へい障害地域の発生状況)	環境保全目標									
地上デジタル放送	計画地内で発生するが、周辺地域に影響を及ぼさない。	周辺地域住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を生じない程度であること									
衛星放送	計画地内で発生するが、周辺地域に影響を及ぼさない。										

表 11-1(20) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																																							
廃棄物等	造成等の工事	<p>【影響の回避・低減の観点】 造成等の工事に伴い発生する廃棄物等の量は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減されていると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 造成等の工事に伴い発生する廃棄物について、発生量が可能な限り低減されていること、可能な限りリサイクルを行うことから、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p style="text-align: center;">造成等の工事に伴う廃棄物等の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 757 1062 1227"> <thead> <tr> <th colspan="2">廃棄物の種類</th> <th>発生量 (t/工事)</th> <th>リサイクル率 (%)</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">分別廃棄物</td> <td>コンクリート塊</td> <td>33.5</td> <td>99%以上</td> <td rowspan="2">再資源化率 99%以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>21.0</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>ガラスくず・陶磁器くず</td> <td>15.2</td> <td rowspan="8">可能な限りリサイクルを行う</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>8.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>7.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>10.2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td>3.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>7.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6.8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>混合廃棄物</td> <td>61.2</td> <td>75%以上</td> <td>再資源化・縮減率 75%以上</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類		発生量 (t/工事)	リサイクル率 (%)	環境保全目標	分別廃棄物	コンクリート塊	33.5	99%以上	再資源化率 99%以上	アスファルト・コンクリート塊	21.0	99%以上	ガラスくず・陶磁器くず	15.2	可能な限りリサイクルを行う	—	廃プラスチック類	8.0	—	金属くず	7.6	—	木くず	10.2	—	紙くず	3.5	—	石膏ボード	7.6	—	その他	6.8	—	混合廃棄物	61.2	75%以上	再資源化・縮減率 75%以上	<ul style="list-style-type: none"> ○建設資材廃棄物の発生抑制や再資源化の実施に努める。 ○再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める。 ○発生した建設資材廃棄物について、適正な分別排出や処理委託を行う。
廃棄物の種類		発生量 (t/工事)	リサイクル率 (%)	環境保全目標																																						
分別廃棄物	コンクリート塊	33.5	99%以上	再資源化率 99%以上																																						
	アスファルト・コンクリート塊	21.0	99%以上																																							
	ガラスくず・陶磁器くず	15.2	可能な限りリサイクルを行う	—																																						
	廃プラスチック類	8.0		—																																						
	金属くず	7.6		—																																						
	木くず	10.2		—																																						
	紙くず	3.5		—																																						
	石膏ボード	7.6		—																																						
	その他	6.8		—																																						
混合廃棄物	61.2	75%以上		再資源化・縮減率 75%以上																																						
施設の稼働		<p>【影響の回避・低減の観点】 施設の稼働に伴い発生する廃棄物の量は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減されていると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴い発生する廃棄物(焼却残渣)について、右に示す環境保全措置によって排出量ができる限り抑制されているため、環境保全目標に適合すると評価した。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う廃棄物(焼却残渣)の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1644 1062 1845"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>排出量 (t/年)</th> <th>処理・処分方法</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却残渣</td> <td>3,700</td> <td>・スラグ化 ・セメント原料化 ・山元還元 等による再資源化</td> <td>廃棄物の排出量をできる限り抑制すること</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	排出量 (t/年)	処理・処分方法	環境保全目標	焼却残渣	3,700	・スラグ化 ・セメント原料化 ・山元還元 等による再資源化	廃棄物の排出量をできる限り抑制すること	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却残渣は、セメント原料化等の再資源化を図る。 ○計画施設では処理できない処理不適物(資源化不適物)もごく少量発生するが、関係法令等を遵守し、埋立処分等適正に処理する。 																															
廃棄物の種類	排出量 (t/年)	処理・処分方法	環境保全目標																																							
焼却残渣	3,700	・スラグ化 ・セメント原料化 ・山元還元 等による再資源化	廃棄物の排出量をできる限り抑制すること																																							

表 11-1(21) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
温室効果ガス等	建設機械の稼働	<p>【影響の回避・低減の観点】 建設機械の稼働に伴い発生する温室効果ガスの量は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減されていると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 工事中の建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量削減措置を講ずることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。また、低燃費の建設機械の利用に努める等により「建設業の環境自主行動計画」の目標を達成する。 これらのことから、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○建設機械の計画的で効率的な運用を行い、全体の稼働時間を抑制する。 ○低燃費の建設機械の利用に努める。
	資材運搬等の車両の走行	<p>【影響の回避・低減の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴い発生する温室効果ガスの量は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減されていると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量削減措置を講ずることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。また、アイドリングストップ等により「建設業の環境自主行動計画」の目標を達成する。 これらのことから、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。 ○工事用車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。 ○低燃費車両の利用に努め、過積載防止を徹底する。
	施設の稼働	<p>【影響の回避・低減の観点】 施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスの量は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減されていると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量削減措置を講ずることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。また、ごみの焼却に伴う余熱により発電を行う等により「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等の目標を達成する。 これらのことから、施設の稼働に伴う温室効果ガスの予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの焼却にあたっては、ごみピットにおいて攪拌によりごみ質の均一化を図り、助燃材の利用を抑制する。 ○ごみの焼却に伴い発生する余熱は、熱として施設内や付帯施設において利用するだけでなく、発電によりこれらの施設で使用する電力を賄う他、余剰電力は電力会社へ売電する。 ○省エネルギーの機器を採用することにより、消費電力を抑制する。 ○ごみ収集車両や残渣搬出車両は、低燃費車両の利用に努める。 ○太陽光発電設備を設置して電力の省力化を図る。 ○計画地内の緑化に努める。

表 11-1(22) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
温室効果ガス等	自動車等の走行	<p>【影響の回避・低減の観点】 自動車等の走行に伴い発生する温室効果ガスの量は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減されていると評価した。</p> <p>【基準・目標等との整合の観点】 供用後の自動車等の走行に伴う温室効果ガスの排出量削減措置を講じることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。また、アイドリングストップ等により「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等の目標を達成する。 これらのことから、自動車等の走行に伴う温室効果ガスの予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	<p>○ごみ収集車両の運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。</p> <p>○ごみ収集車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。</p> <p>○ごみ収集車両入れ替え時には低燃費型車両の導入に努める。</p>